

報道機関配付資料 安城市

件名 住宅耐震・耐風対策補助事業の拡充について

令和6年3月22日

地震による住宅の倒壊や、強風による瓦屋根の落下被害を軽減するため、下記のとおり住宅改修費補助金制度を令和6年4月1日から開始します。

地震や台風に対する安全性の向上を図り、安心して住み続けられる災害に強いまちづくりにつなげます。

記

- 制度① 安城市瓦屋根改修費等補助金（新設）
- 対 象 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅で令和3年12月31日までにふいた瓦屋根の診断、基準に適合しない瓦屋根改修工事（耐震性がある建物に限る）
- 補助額 診断 診断に要する費用の3分の2
（上限2万1,000円）
改修 改修に要する費用の100分の23
（上限55万2,000円）
- 制度② 安城市民間木造住宅耐震改修費補助金（段階型を追加）
- 対 象 1段階目は次のいずれかに該当するもの
- ・耐震診断の判定値が0.4以下のものを0.7以上1.0未満にする改修工事
 - ・各階の耐震診断の判定値が1.0未満の二階建て住宅の一階の判定値を1.0以上にする改修工事
- 2段階目は次のとおり
- 1段階目の補助を受けた住宅全体の判定値を1.0以上にする改修工事
- 補助額 各段階上限60万円
（2段階合計上限120万円）



詳細はこちら

問い合わせ 安城市役所 建築課
電話（直通） 0566-71-2241



安城市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。